

第2回三木市商店振興協議会議事録

- 1 日時・場所 平成25年9月24日(水) 午後6時～午後8時
市庁舎4階 特別会議室
- 2 出席者 <委員7名>
平山会長、蔵迫副会長、松井委員、山田委員、岩谷委員、津田委員、青野委員
- <事務局4名>
永尾産業環境部長、藤原商工課長、成瀬商工課主査、小山商工課主査

3. 会議の概要

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
 - (1) 三木市の商店振興策について
 - (2) その他
4. 閉会

4. 主な意見の要旨

会長	<p>本日は第2回目の会議ということで、委員の皆様のご意見をもとに具体的な議論を進めていきたいと思えます。</p> <p>また、その具体的な案をもとに答申に向けた作業に入りたいと考えていますので、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>前回の意見集約及び提案事項について説明</p> <p>(会議資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議資料 <ol style="list-style-type: none"> 1 第1回協議会意見集約 2 具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> 施策1 空き店舗活用支援事業 施策2 商店街共同設備整備促進事業 施策3 商店経営革新・業態転換支援事業 施策4 商業活性化条例の制定 ・ 配布資料 <ul style="list-style-type: none"> 参考資料1 高砂市商業の活性化に関する条例 参考資料2 三木市都市計画区域図
会長	<p>施策1の現行のパワーアップ事業についてですが、三木市と商工会</p>

議所と商店街連合会が関わっています。

商店街連合会の会長が委員長となる委員会があり、予算的には1/2を三木市の予算、1/2を活性化基金という商工会議所と商店街連合会が関わる基金から家賃補助を実施しています。

商店街連合会から基金をこの目的で今年も崩していくのはどうかという課題が出ていた事業です。

そこで、基金に頼らずに全てを三木市の予算で、しかも経営指導も加えて現行のパワーアップ事業からの移行ということで提案されていると思います。

また、施策4の関係では、参考資料として高砂市の条例を配布していますが、全国的にこのような条例の制定が進んでいます。

大型店やチェーン店などで、なかなか地域貢献していただけないという事情、具体的には会員に加入していただけない、色々な事業に参加していただけないという問題が各地で起こっていることから、このような条例が制定されているということです。

高砂市の条例で具体的にみますと、第4条の事業者の役割の中で、その地域で商売をする場合は、地元の市の活性化に協力するように努めること、そして商工会議所などの地域経済団体等に参加するように努めることが規定されています。後は、商店会や地域経済団体や市など、それぞれの役割なども規定しています。

条例はあくまで器ですので、条例を策定してゴールという訳ではなく、器をもって次の段階に進むというかたちで、高砂市もそのような方向で基本計画の策定を進めているということです。

条例には罰則規定がなく、あくまで努力義務規定にはなりますが、こういうものがないと、何で加入しなくてはいけないのか、何で協力しないといけないのか、という声を実際の現場においてよく聞くことがあります。

高砂市の場合では、大手に10件回って今までは全部駄目だったのが、うち1～2件は話を聞いてもらえて、その一部に加入していただけたということで、まだ器の部分だけですが、少しは役に立っているということでした。

こういうことで、たとえ1社でも地域に協力しなくてはという意識の向上に繋がればということで、各地において進められています。

もう1点、三木市の都市計画ですが、当初の計画が、現状と合わなくなっている所が出てきているというご意見が前回の審議会でありました。

本日は前回いただいたご意見をもとに、具体的な答申に向けての議論を進めていきたいと思っています。

まずは、条例の必要性について触れさせていただきましたが、抑止

事務局	<p>力という部分が大きく、あくまで第一歩ということで、具体的には次の段階で都市計画等に反映していくことになるかと思えます。</p> <p>策定しても協力してもらえなければ何なりませんので、加入などを勧めていくことから始まるかとは思いますが、これをもって市は市で具体的な施策等の提案を進めていただけるかと思えます。</p> <p>中小企業振興の全般的な基本条例の商業版という形ですが、大型店やチェーン店の組織への加入促進、そして地域と一緒に、地域貢献しながら商売をしていくということを期待して策定されています。</p> <p>どれだけ大型店等が既存の地元資本の商業者との話しのテーブルののってこられるかというところが一番のネックだと思いますが、研究を進めながら手法を学んでいきたいと考えています。</p> <p>このような内容もあればというお気づきの点があれば、ご意見をいただければと思います。</p>
会長	<p>基本理念等は三木市に応じたものをあげられるかとは思いますが、絶対に必要だと思うのは事業者の役割で、協力するように努めることと加入についてのところが一つのポイントだと思います。</p> <p>それぞれの役割も定められていますが、最終的には住民がより買物がしやすく、商業ができるような環境に向けてということですね。</p> <p>これだけで終わるものではないですが、何かこういうこともあるほうが良いのではというご意見があればいただきたいと思えます。</p>
委員	<p>小野市や加西市も、このような条例を策定されているのでしょうか。</p>
会長	<p>現在は策定されていませんが、全国的に広がっています。兵庫県にも数年前から提案していますが、事情により進んでいない状況です。</p> <p>各市でのほうが地域事情に応じたものが策定できるのではという意見もあり、それぞれの商店街連合会や商工会議所が市当局や議会に陳情しているところですね。</p> <p>高砂市の条例と明石市でもまちづくり条例の中に盛り込まれているということで、今聞いているのは2市ぐらいですが、これから各市で策定されていくと思えます。</p> <p>そのような中で、三木市で策定されることは貴重なことだと思いますし、例えば商店街が設置されている駐車場やアーケードの利用問題などについても、大型店等に協力を求めやすい環境づくりに寄与するものだと思います。</p> <p>今まで話を聞いてもらえなかったところが聞いてもらえたり、加入していただけたらということで、条例の制定だけでも効果があり、一つの解決策になると思えますので、各市でお願いしている段階です。</p>
委員	<p>兵庫県にこだわらずに、他県でも三木市と似たような規模のところ</p>

	<p>があれば、複数を集めて良い部分を採用すればと思います。</p>
会長	<p>他県でもあまり策定できていないです。どうしても条例の良い部分だけを見てしまうのですが、それによるリスクもあって、今まで策定できていなかったということを聞いています。</p> <p>第一回目の会議資料でも努力義務的なところが全く無いのですが、そういうことも考えて、あえて外したのかとも思うのですが、その点はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>あえて外したということではありませんが、中小企業の条例の中では5つの主体の努力義務ということで、それぞれの役割を規定しています。事業者については、事業活動の中で地域貢献をなささいという内容で、団体に加入して協力なささいという規定はありませんでした。</p> <p>全国的には、中小企業の基本条例的なものを制定して商業振興条例も制定している団体もありますが、両方を制定している団体は少なく、どちらかを制定している団体が多いです。</p>
委員	<p>たたき台的なものが少ない中で、独断と先走りをする必要は全くないと思います。大詰めをしてから内容を変更するということも難しいですから、ある程度はきちとした段階で、他団体の内容も見てからのほうが良いのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>各市で制定されているのは、概ねこのような条例です。これがスタンダードみたいな形で策定されていて、他の条例の中に入っているものもあります。</p>
委員	<p>これがスタンダード化していて、他団体でも大きく変更がなければ良いのですが、三木と大きく異なることで、策定し直すということではできないと思いますので、精査して策定する必要があるのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>最低限入っている内容は、このような項目です。</p>
委員	<p>そうすると具体的ではなく、あいまいな表現になるかと思います。</p>
事務局	<p>理念条例になりますので、あいまいな形になるかと思います。そこから先に施策を進める中で具体的になるかと思います。</p>
委員	<p>逆にあいまいな内容であれば、このように公文化しなくても良いのではないかとも思います。</p>
事務局	<p>あいまいというよりも理念として、方向性を示しているものです。</p>

委員	<p>そこから具体的なものは、計画を立てながら進めることになります。</p> <p>結局は、精神論的なことを述べているということですね。</p>
会長	<p>事業者の役割等が具体的に規定されていないものが多い中で、高砂市の条例はスタンダードの中でも一番踏み込んだ内容のものです。</p> <p>団体への加入と地域貢献の努力義務を求めることは、私どもの考え方は普通かなと思います。行政的にはハードルが高いという話も聞いています。</p> <p>高砂市の条例をうけて、今後は各市において、この努力義務を設けることがスタンダードになる可能性があります。</p>
副会長	<p>20数年前に大村のジャスコが出店される時には、地元事業者との調整があり、大型店も地域の会員になって地域活動への協力しなさいということで、かなり調整されていたと思います。</p> <p>その間に入ったのが商工会議所や市だったと思いますが、市も認可をおろす前に事業者との調整があったと思います。</p> <p>このようなことは、市と会議所と事業者で実際に調整されてきたのですが、現在は話し合いすら何もないというのが現状です。</p> <p>その当時は、条例的なものがあったのでしょうか。</p>
事務局	<p>大店法という規制の法律が変更されてからは、周りの環境に合うように出店していればよいという内容で、地域との調整が無くなってしまいましたので、このような問題が生じてきています。</p> <p>いわゆる規制緩和で法改正があつて、それ以降は話し合いが全く無くなってしまったというのが実態です。</p> <p>また、大資本でも小さな規模の店舗面積（千平方メートル以下）の出店の場合は、大店立地法の届出は必要となりません。</p>
副会長	<p>地域社会を構成する一員としての社会的責任を果たすとありますが、具体的にどういうことを大型店と一緒にやっていくのか。</p> <p>例えばイオンの駐車場で元気まつりを開催されましたが、そのようなイベントで大型店も協力していく、具体的にはそういうことですね。</p>
事務局	<p>他にも商店街連合会に加入していただいて、その事業に参加していただくようなこともあげられます。</p>
会長	<p>イオンさんやコープさんなど、大店法の流れがあるところについては協力的で地域にも参加していただいていますので、そのような事業者には、このような条例は必要ではないと思います。</p> <p>しかし、その後に出店されたところや小規模なところについては、地域意識が乏しいこともあり、協力的なところだけではないので、こ</p>

<p>委員</p>	<p>のような条例が必要になっているのではないのでしょうか。</p> <p>商店街などに加入しなくてもいい、商売が儲かって継続すればよい、罰則がなければどちらでもよいという流れが、世の中にあるように思います。</p> <p>震災の時でも商店街のものはみんな出てきたが、大規模店やコンビニ店はそうではないということがあります。</p> <p>おじいさんやおばあさんが子どもをみるという文化がありますので、商店街もそのような役割を担っていく必要があるのではないかと感じています。私も緑が丘の成長と一緒にやってきて、地元住民のことをよく知っていますので、それだけ安心安全があると思います。</p> <p>そういうところも含めて商店街の役割を考えるべきだと思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>緑が丘の場合では、商店連合会にコープさんも加入されていますし、さんさんまつりにも参加し、駐車場も全面的に開放していただいています。まつりの日の売上はあがらないと言われていたのですが、何十年前前から非常に協力的に参加していただいています。</p> <p>青山の場合も商業施設が集約していますが、地主さんが西村興産の一カ所ですので、何かをする時に号令をかけてもらえば、一緒にしていくことが可能になっています。</p> <p>うまくやっている所もあるとは思いますが、わざわざ条例を策定してまでする必要があるのかが疑問に思います。</p>
<p>委員</p>	<p>以前から協力的なところもありますが、ロードサイド店やチェーン店などが難しく、一般の個人店などにも参加をお願いするための材料になるのではないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>前回の会議以降の9月議会において、このような条例があればどうかという提案が初田議員よりありましたので、3月末までの上程を目指しますと答弁しているところです。</p> <p>三木市の条例に基づいて設置されている協議会で答申をいただければ、なおスムーズに条例が制定できるのではと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>大阪の心齋橋筋商店街などでは振興組合が全ての空き店舗の管理をしており、良い変わり方をしている。そこを外れた場所でも、やる気のある方を中心に増えていっている。</p> <p>やる気のある方に是非来ていただきたいです。</p>
<p>会長</p>	<p>今すぐここで決めるものではないですが、3月議会に向けて三木市から提案される予定ですので、ご意見があればこの場でなくとも言うていただきたいと思います。</p>

事務局	<p>調査を継続して良い部分があれば採用していきたいと思いで、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>空き店舗活用支援ですが、住居付きの店舗などの問題で貸しにくいという問題があり、一番大事なことはやる気ということになると思ひます。具体的な支援策についても事務局から提案されていますが、このことについてもご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>このような事業は、自己資金が1/2以上ないと、やる気があってもできないということがあります。</p> <p>空き店舗対策も10年以上も実施していますが、なかなか利用が少ないこともあって、期間を延長するなど、より使いやすいプログラムに改定はしてきています。</p> <p>以前に予算がある時は、増改築についても補助をするという年には多く活用されましたが、昨年は初めて0件ということで曲がり角にきています。</p> <p>やる気のある方を助けるプログラムということが重要になってきますので、ご提案されています。</p>
委員	<p>今年は今で何件ぐらいあるのでしょうか。</p>
会長	<p>本年度に関しては、年度を越えての補助が可能になりましたので、1/2補助ですが2件が出てくる予定です。</p> <p>もう一つのにぎわい広場設置事業については、イベント等に対して1/2補助をしています。商業団体が運営母体として利用をいただいています。</p> <p>昨年までは景気も下向きでしたので、その影響もあって件数がゼロだったのではないかと思ひます。</p>
委員	<p>家賃補助が切れてからの事業は継続されているのでしょうか。</p>
会長	<p>当初は活性化基金が潤沢にあったこともあり、申請されたものは、ほとんど受けていましたので、家賃補助が切れたらほとんどの皆様が止められていました。</p> <p>途中からは、事務局サイドで事前審査をして、財政的に裏付けのある方に補助するようになりましたので、ここ最近で受けられた方は、ほとんどが継続されています。</p>
委員	<p>補助金ありきではなく、きっちりと将来的な費用負担も含めて事業を計画されている方は続いていると思ひます。</p>
会長	<p>最近では、事業の3年計画を提出していただくとか、具体的に財政的なものや申請者のやる気や店の特色などを点数化して審査しています。</p>

	<p>ので、以前よりは継続される方が多くなっています。</p>
委員	<p>同じような競合店が出店される場合に、既存の店との差異が生じてしまうので、既存の店にも補助がほしいという意見もありました。</p>
委員	<p>1年間で全額補助というのは、もらうだけもらって継続しない可能性が逆に高まるのではないのでしょうか、1/2でも1/3でも継続して応援するほうが良いのではないかと思います。</p> <p>改装の部分についても疑問に思いますし、長く続けてもらうことが一番大事ですので、細く長くの支援対策が良いのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>2番目のものは、以前のものとは異なり、商売だけではなくコミュニティ的な施設に対しての補助ということですね。</p>
委員	<p>事業計画の中で家賃の部分だけがどうしても難しいという場合に、何分の一かでも継続して補助してあげたら成り立つのではないかと思いますし、最初の1年間だけ全額というのは、とても抵抗があります。</p>
会長	<p>事前審査の段階で当然に審査することになると思いますし、一部の業種については制限を設けています。</p> <p>審査する側にとっては、お客様にとって買いやすいバランスのとれた商店街を目指すために応援したいと考えますが、当然に儲かる業種と儲からない業種があります。ここ数年は、美容院やカラオケ喫茶などが多く、地区的にも緑が丘地区がほとんどです。</p> <p>バランスがとれた業種構成にならないことが課題になっています。明らかにそぐわない業種以外は、本人もやる気があるということであれば、現行では反対する理由がなく、表向きは断れない状況です。</p>
委員	<p>商店街には昔は物販があったが、今はサービス業に変わっていますので、なかなか物販では出てこないです。</p>
会長	<p>空き店舗対策の家賃補助についても、少し前はカラオケ喫茶、それから美容院に移り、今はリラクゼーション系に変わっています。</p>
委員	<p>時代の変化が多々ありますが、せつかくの空き店舗対策なので、やる気のある方を取り出していきたいと思います。</p>
会長	<p>家賃補助の期間を長くして、例えば3年間で1/2補助をするということは、単年度制の行政にとって可能でしょうか。</p>
事務局	<p>それは可能です。</p>

会長	<p>3年間は経営指導を受けるとありますが、それまでに止めてしまうと半額を返金するという条件を付けるという手法も考えられます。</p> <p>いきなり家賃補助が無くなるのも、急に経営的に厳しくなると思われますので、細く長く支援することも一つの手法だと思います。</p>
委員	<p>段階的に補助額を減らしていく方法もありますので、その中で経営のアドバイスを受けながら改善していくことも考えられます。</p>
委員	<p>経営相談ということならば理解できますが、経営指導というと高圧的で押しつけがましいようにも受け取れます。</p> <p>1年間の補助で3年間経営指導というのは期間的にも合っていないと思います。</p>
会長	<p>経営指導というのは、経営アドバイスや定期的なチェックのようなものだと思います。</p> <p>また、3年間指導するのであれば、家賃が半額でも補助期間も3年間でないと整合性がとれないと思いますので検討をお願いします。</p> <p>今の事業と同様に事前審査をして財政的な裏付けなども必要になるということですね。</p>
委員	<p>新たに改修費の支援ができるということで、実際に経営している方が新たに違う場所で活用するという事は可能でしょうか。</p>
会長	<p>現行の事業では、あくまで独立される方ということになると思います。今のパワーアップ事業では、設備投資が少なく済むことから、居抜き物件に人気があり、同じ業種が入られることが多いです。</p> <p>運用になった段階で第三者委員会の事前審査で具体的に審査されることになると思います。</p>
事務局	<p>第三者の委員会で審査した上で、補助するということが基本です。</p>
会長	<p>施策3の事業は、既存の店舗でされている方に対するコンサル料や指導料を補助するということですね。</p>
事務局	<p>まわりの生活環境や買い物の環境に合うようなかたちで、業態を変える場合に、高齢者対策や買い物難民対策をしていただくところを誘導しようとしています。</p>
会長	<p>これはパワーアップ事業と違って、新規の方や独立される方ではなく、いま店を営んでいる方が自分の店を云々ということを対象とするということですね。</p>

事務局	<p>地域ニーズに合わせて大きく業種転換することを支援しようというものです。</p>
委員	<p>そのように地域に合った仕事をしていくという転換についても、本当に考えていったほうがよいと思います。</p>
副会長	<p>空き店舗を活用してコミュニティ施設などの整備を支援するとありますが、あくまで商店街が主体でということになっています。</p> <p>商店街がきちんと機能しているかどうかという中で、あくまで商店街が窓口でということだと、何も出てこないのではないかと思います。</p> <p>商工会議所がこのような事業をするというならば理解できますが、市としては会議所と同じレベルで実施する必要はないと思います。</p> <p>空き店舗は商店街以外にも多数ありますので、そこに何かの支援をすることで、もう少し門戸を広げるべきではないかと思います。</p>
会長	<p>商店街に加入することが条件になりますが、商店街のメンバーとして実施するのであれば、構成員として支援対象になると思います。</p> <p>商店街に加入するということは、その思いに沿った店になるということになると思います。</p>
副会長	<p>主体が商店街ということになると、商店街が立ち上げて他の方を巻き込んで実施するということになります。</p> <p>そうではなく、違う団体の方が商店街の空き店舗を活用することに支援して、その方は地元の商店街に加入するというのであればわかりやすいと思います。</p>
事務局	<p>団体として実施されるのも可能ですし、その構成員が実施されるのも可能だという意味です。あるいは、構成員がグループとして実施されるのも可能ということになります。</p>
委員	<p>商店街にはコミュニティの場所が必要だと思います。縛りがなく使いやすいコミュニティホールをしていただきたいと思います。</p>
会長	<p>これからの高齢化社会にあわせて大事なところだと思います。</p> <p>三木市の都市計画が当初の計画から色々と変わってきているということで資料を用意しています。協議会の中で議論できない部分も多いとは思いますが、そのあたりについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>商業集積区域で商業系の用途区域になっていない所の見直しを検討してはというご意見を前回にいただきました。</p> <p>美しいまちづくり課所管で都市計画マスタープランを作成していますが、その中で地域別の構想を作成しています。</p>

	<p>自由が丘や緑が丘で商店集積区域を地域商業拠点として整備方針が示されており、例えば緑が丘の場合では、緑が丘駅周辺からの路線型商業地区としてアクセス道路のバリアフリー化と周辺景観の維持ということを拠点整備の目標として掲げています。</p> <p>集積したところには、その対策をしようということはありませんが、現在のところ用途区域の見直しまでには至っていません。</p> <p>商業系の地域で用途を規定しているのは、三井住友銀行三木支店を中心とした地域 志染駅周辺、緑が丘駅周辺の3地区のみで、他は全て住居系もしくは工業系の用途区域という現状になっています。</p> <p>イオン三木店の周辺などが工業系の用途区域になっているなど、現実と乖離した区域もあります。</p>
<p>会長</p>	<p>前回の時に緑が丘も駅前のみが近隣商業地域で、そこからコープまでの区域が商業系の用途区域ではなく、今後新しい建物や建替えなどの場合にどうかというご意見がありました。</p> <p>例えば三木市全域で現状と合わない部分があるので、見直しが必要ではないかという意見を回すことはできると思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>三木市唯一の商業地域は本町周辺のみで、この地域で容積率400%の建築制限が有効活用されているものがほとんどないと思います。</p> <p>様々な議論がありますが、現状からいうと大村地域は商業地域にするべきではないかとは思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>志染駅南側のロードサイドショップが多く出店されている区域についても、緑が丘と同様に現状に合わない区域が存在します。</p>
<p>副会長</p>	<p>このような用途区域の見直しは、数十年に一回見直すかどうかというものと聞いたことがあります。</p>
<p>事務局</p>	<p>現実的には3年後の平成28年頃が見直しの時期となっています。</p>
<p>委員</p>	<p>現状に合わせて見直していくべきだと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>もともと三木地区は城下町から始まったように、地域ごとに少しずつ違いますので、そのあたりも含めて現状に合った見直しを進めていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>当協議会は、あくまで商店振興が目的となっていますので、答申書には載せなくとも三木市の全体像に関わる部分で意見が出たということを書いていってもよいのではないのでしょうか。</p>
<p>副会長</p>	<p>土地の価値も変わるなど、用途区域の見直しはとても難しい問題で</p>

委員	<p>すので、住民の方との話し合いが重要になります。</p> <p>見直しするならば、住民の方から大きな反発が生じることもあると思いますので、三木市の将来像を根気よく説明していくような覚悟がないと実現は難しいと思います。</p> <p>そのためにも、あいまいなものでは、いつのまにか立ち消えしてしまいますので、最初に作成するプランがとても大切になります。</p> <p>住民と我々の事業者とは考え方が違うと思います。緑が丘にこられた方は、静かさや自然の豊かさなどを求めておられるので、騒がしくなるのは困るということもありますが、高齢化社会に合わせて商店街も考えていかななくてはならないと思います。</p> <p>老人夫婦だけや1人暮らしの方も多くおられますので、そのような方が集まって商店街の上に住んでもらうようなことをしていくためには、用途区域の見直しがどうしても必要ではないかと思います。</p> <p>そうすれば本当に住みやすいまちになっていくと思います。</p>
会長	<p>この審議会ですぐどうこうできるものではありませんので、このような意見が出たということは、必ず伝えていただきたいと思います。</p>
委員	<p>軍師官兵衛がNHKで放送されるということで、竹中半兵衛や別所長治公についてもクローズアップされています。</p> <p>三木城明け渡しの前日に羽柴秀吉が食べ物を送ったという話もありますので、三木ならではのおいしい食べ物やお酒も含めて1月中旬頃に城下町三木を発信していくイベントを計画しています。</p>
会長	<p>観光振興の面でイベントの材料を求められているかと思いますが、ぜひ観光振興の機会でもご提案いただきたいと思います。</p>
委員	<p>観光の関係になりますが、三木の秋まつりの動画をYouTubeなどでアップしていただいて、ぜひPRをしてもらいたいと思います。</p> <p>今年は無理だと思いますが、来年に向けて事前の準備を進めてもらいたいと思いますが、センスがあるプロに撮影してもらわないと、逆効果にもなりますので、岸和田に負けないぐらいの迫力があるところを撮影してもらうことが大事なところです。</p>
会長	<p>具体的な詰めは、私と事務局で答申案を作成して市長に答申するという段取りでさせていただきますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>協議内容の確認ですが、空き店舗対策の家賃補助は1年間の全額補助ではなく、例えば3年間の一部補助ということで、補助期間を複数年にするという修正をさせていただきたいと思います。</p> <p>これを中心にまとめさせていただき、後程ご報告はさせていただきます。</p>

会長	<p>ます。</p> <p>もし予算等の都合で補助期間が2年などに短くなるようでしたら、指導期間も2年にするなど、期間的に整合するようお願いいたします。</p> <p>できれば、補助期間3年、指導期間3年ということで、お願いしたいと思います。</p>
事務局	経営相談窓口「ビジネスサポート三木」について紹介
(閉会)	